

のお知らせ

申告は郵送でも
できるよ！

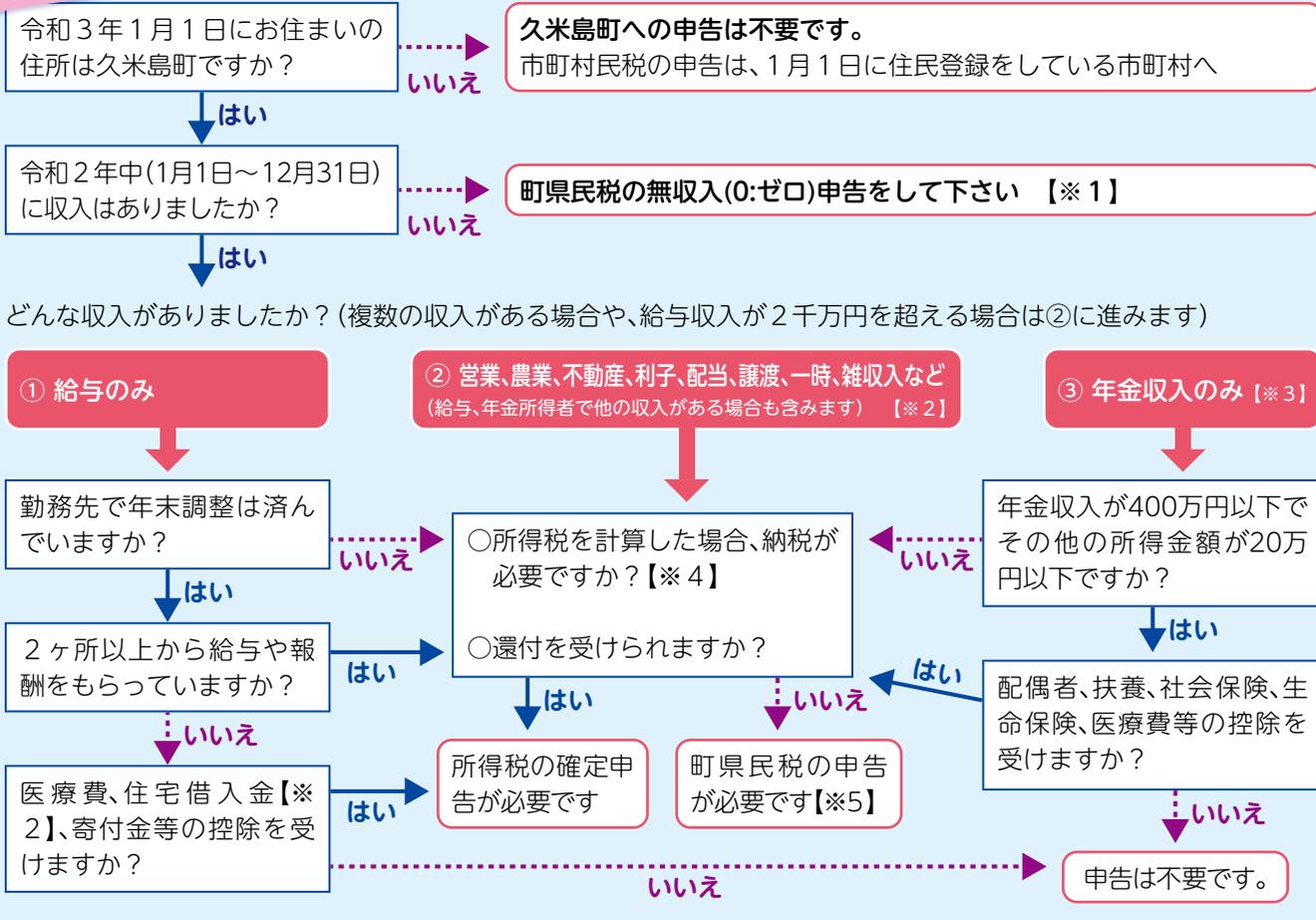


申告期限：2月16日～3月15日まで

令和3年度町県民税を決定するために、前年1年間(令和2年中)の収入について申告していただきます。
この申告は、町県民税だけでなく、多くの住民サービスにおいて算定の基礎となり、申告が必要であるのにも関わらず申告しない(未申告)場合、「国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない」「医療費の自己負担が高額となる」「所得証明書が発行できない」「保育料が高い段階になる」など、各種サービスを受ける際に、不利益が生じることがあります。次のチェック表で申告が必要かどうか、確定申告か町県民税の申告かを確認し、3月15日(月)までに申告して下さい。

あなたは申告が必要？確認してみましょう

スタート!



【※1】無収入(0:ゼロ)申告は、具志川出張所(総合窓口)でも行えます。ご連絡いただければ申告書を郵送いたします。

【※2】損失や譲渡など複雑な申告を要する方、また住宅借入金等特別控除を初めて受ける方は、沖縄税理士会による「無料相談会」で申告をお願いします。

【※3】障害年金、遺族年金、失業保険等の非課税所得のみの方は、町県民税の申告をしてください。

【※4】所得税の計算ができない方は、申告相談にお越しください。

【※5】年末調整済の給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要です。ただし、町県民税では所得の多少に関わらず、全ての所得を申告する必要があります。(各種サービスを受けるため)

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の提出は令和3年2月1日(月)までに(厳守)

令和2年中に給与等の支払いを行った各事業主(個人及び法人)は給与支払報告書を上記提出期限までに提出してください。

提出の際は、収入金額、控除金額及び控除対象扶養親族の記入誤りや、前職分の支払金額・住宅借入金特別控除過納額、居住開始年月日等の記入漏れがないようご注意ください。

(※地方税法第317条の6に基づき報告義務があります)

提出場所：久米島町役場 税務課
提出書類：総括表、給与支払報告書(個人明細書)

早めの提出にご協力よろしく申し上げます。
お問い合わせ 税務課町民税班 ☎985-7127